

大阪市告示第529号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年4月10日

大阪市長 横山英幸

路 線 名	区 間	供用開始の期日
東 住 吉 区 第2025-01号線	東住吉区矢田7丁目331番の3地先から 同 区同 277番の1地まで	告 示 の 日

（建設局総務部管財課）